平成２３年（フ）第５０２号
宮城県名取市箱塚２丁目７番16―13号　市営住宅小豆島団地
債務者　坂内　　仁
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１６６号
茨城県東茨城郡茨城町大字上雨ケ谷547番地２
債務者　栗城　敦子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２１６号
茨城県水戸市千波町194番地の45
債務者　吉原　京子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２１７号
茨城県水戸市千波町194番地の45
債務者　吉原麻里子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２３８号
茨城県笠間市上郷3408番地
債務者　安達あき子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２５５号
茨城県水戸市東前３丁目246番地の１　エミグランドＢ棟101号、旧住所茨城県ひたちなか市阿字ケ浦町2000番地１　メゾン・ド・シャルマン205
債務者　池田　幸代
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２６７号
茨城県水戸市堀町1354番地の１
債務者　野田美智子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３５８号
京都市西京区山田北山田町47番地３　山仁マンション101、住民票上の住所岩手県盛岡市北松園３丁目12番17号
債務者　舟生　忠文
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３６４号
京都市伏見区石田大受町50番地
債務者　日尾　雪子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６８５号
京都府八幡市西山足立23番地５
債務者　大城こと　徐　　祐一
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７２６号
京都市伏見区深草加賀屋敷町11番地　市営住宅２棟601号
債務者　澤井枝美子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７４５号
京都市中京区西ノ京南原町１番地２　ナカツネコーポ332号
債務者　西村　洋子（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７９３号
京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字鏡田３番地61
債務者　市原ユリ子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７５号
兵庫県姫路市東今宿６丁目12番34号オアシスやまなＢ101号
債務者　関　　正親
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１９９号
広島市南区大須賀町20番10―805号　常盤コープマンション
債務者　佐藤　雅士
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４４０号
福岡市南区花畑３丁目29番５号
債務者　片倉　利男
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４４１号
福岡市南区花畑３丁目29番５号
債務者　片倉美津枝
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで　福岡地方裁判所第４民事部